

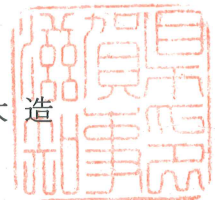
彦根市小泉町691-1

有限会社 みのり不動産 代表取締役 平塚和彦

平成 27年 3月 23日 付けで申請のありました開発行為許可申請は、都市計画法第29条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成 27年(2015年) 4月23日

滋賀県知事 三日月 大造



記

1. 開発区域の名称

愛荘町豊満字平1353-1

(外 3 筆)

2. 開発区域の面積

6,090.49 m²

3. 建築予定物の用途

分譲宅地

26区画

4. 許可条件

別紙のとおり

(教示)

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、滋賀県開発審査会に対して審査請求することができます。また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分についての取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がない場合
- (2) 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある場合
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由がある場合

ただし、不服の理由が鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。なお、この場合には、この処分についての公害等調整委員会の裁定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。